

TeraStation X Support Pack

ご利用の手引き

お 願 い

本書には、お買い上げ頂きましたハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「TeraStation X Support Pack」において提供されるサービス内容、サービス条件、およびサービスの開始に必要なお客さま登録の手順等を記載していますので、必ずお読みいただきますよう、お願い申し上げます。

ご 注 意

本サービスをお受けいただくには、お客さま登録カードにより事前にお客さまの情報を登録していただくことが必須です。本サポートパックのご購入日から30日以内に、当社での登録が完了しなかった場合、お客さまは本サービスを受けられないことがありますので、ご注意ください。

NEC フィールディング株式会社

はじめに必ずお読みください。

このたびは NEC フィールディング株式会社(以下「当社」といいます。)のハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「TeraStationXSupportPack」(以下「本サポートパック」といいます。)をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。

本サポートパックに基づくハードウェアメンテナンス(以下「本サービス」といいます。)をお受けいただくため、本サポートパック開封後、速やかに次の作業を行っていただきますようお願い申し上げます。

1. 本サポートパックの内容物を確認してください。

本サポートパックの内容物は、以下の通りです。内容物がすべて揃っているか、ご確認をお願いいたします。万一不足している場合は、すみやかに本サポートパックをお買い上げいただいたご購入元までご連絡ください。

本サポートパックの内容物

- 1)「TeraStationXSupportPack ご利用の手引き」(以下「本書」といいます。)
- 2)お客さま登録カード(お客さま情報、ご利用の機器を登録するカードです。以下「お客さま登録カード」といいます。)
- 3)返信用封筒(お客さま登録カードを返送するための封筒です。)

2. 本書の内容をご確認ください。

本書の内容に同意できない場合、本サポートパックをお買い上げ後14日以内にお買い上げいただいたご購入元にご返却くだされば、領収書その他の購入を証するものと引き換えに代金をお返しいたします。

3. サービス対象機器・期間をご確認ください。

本サービスの対象機器であるバッファロー社製 TeraStation と、お客さま登録カード記載の本サポートパックの型番が一致しているかどうか、商品名に記載の本サポートパックの期間が正しいかどうかをあらかじめご確認ください。

また、お客さまが本サポートパックに基づく本サービスのご利用を途中で中止した場合であっても、お支払いいただいた代金は返金いたしませんので、ご注意ください。

本サポートパックに基づく本サービスの提供期間は、お客さまの登録申請日にかかわらず、登録申請いただいたバッファロー社製 TeraStation 本体の保証期間開始日(ご購入日)からご購入された本サポートパックの期間の満了日までです。

- ※ 保証期間開始日からご登録完了日までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。本サポートパック1パッケージにつきサービスを受けられるバッファロー社製 TeraStation の台数は1台とします。
- ※ 1年延長パックは、本サポートパック(3年間 Pack または4年間 Pack)の満了日の翌日から1年間です。
- ※ 特別延長1年パックは、本サポートパック(5年間 Pack または6年間 Pack)の満了日の翌日から1年間です。

4. お客さま登録カードへのご記入とご返送をお願いいたします。

本サービスをお受けいただくには、事前にお客さまの情報を登録していただくことが必須です。

お客さま登録カードの太枠内に必要事項をご記入のうえ、本サービスの対象機器であるバッファロー社製 TeraStation の保証書のコピーと共に本サポートパックのご購入日から30日以内に、担当のカスタマエンジニアに直接お渡しいただくか、同梱の封筒にて当社窓口(受付センター)宛にご返送ください。

お客さま登録カードが当社に到着し、当社での登録を完了することが、お客さまが本サービスを受けられる条件になります。万一当該期間に返送いただけなかった場合、お客さまは本サービスを受けられないことがあります。

ます。

5. 消費税率変更時の税差額の負担について

消費税等相当額については、対象機器のご購入日時点の消費税率で申し受けます。消費税率の変更（増加）があった場合、当社は当該変更後の保守契約期間に係る税差額を別途申し受けますので、本パックのご購入元の指定する方法によりお支払いください。

6. 本サポートパック等に関するお問い合わせは、下記窓口までお願い致します。

【本サポートパックに関するお問い合わせ窓口】

NECフィールディング株式会社 サポートパック受付窓口

〒108-0073

東京都港区三田一丁目4番28号(三田国際ビル)

電話:03-3452-7429

(平日9:00~17:00 国民の祝日、法律の定める休日及び当社の定める休日は除く)

【TeraStation 製品に関するお問い合わせ窓口】

バッファロー株式会社 法人様サポート窓口

電話:0570-086-008

(平日9:30~12:00 13:00~17:00(土日祝日、夏期休暇、年末年始を除く))

目次

第1章 TeraStationX SupportPack とは	1
1. 対象機器	1
2. 「ハードウェア保証」と「TeraStationX SupportPack」との関係	2
2.1 ハードウェア保証とは	2
2.2 TeraStationX SupportPack とは	2
3. 本サービスの対応時間	3
4. 本サービスの詳細	3
5. 本サービスの提供期間	3
第2章 登録申請	3
1. 登録申請の手順	4
第3章 本サービスの内容および条件	4
1. 本サービスの範囲	4
2. 除外作業	5
3. お客さまの負担する費用	5
4. 設置場所への立入等	5
5. 責任の制限	6
6. 老朽化装置の取扱い等	6
7. 交換部品の所有権	6
8. 設置場所の変更	6
9. 設置場所の整備	7
10. 再委託	7
11. 秘密保持	7
12. 権利義務譲渡の禁止	7
13. 損害賠償	7
14. 本サービスの利用中止	8
15. 本サービスの提供の中止	8
16. 反社会的勢力の排除	8
17. 存続条項	9
18. 合意管轄	9
19. 協議	9

第1章 TeraStation X SupportPack とは

本サポートパックは、バッファロー社製 TeraStation 向けに用意された本サービスの法人のお客様向けのパッケージ製品です。本書に定める条件に従って本サポートパックをご利用いただくことにより、本書に定める本サービスをお受けいただくことができます。

1. 対象機器

本サービスの適用範囲は、第2章に記載された登録手続きに基づき当社に登録され、かつ日本国内に設置されたバッファロー社製 TeraStation 本体1台、および本体と同時に購入されたバッファロー社製 TeraStation の交換用ハードディスク1台です(以下「対象機器」といいます。)

※ 登録完了後に対象機器を変更することはできません。

【重要】

本製品は、対象機器によって最長保守期間が異なるなど、条件を設けております。詳細は、下記の当社ホームページに掲載してありますので、ご確認をお願い致します。

《URL:TeraStation X SupportPack》

http://solution.fielding.co.jp/service/solution_search_3/supportpack/terastationx

2. 「ハードウェア保証」と「TeraStation X SupportPack」との関係

2.1 ハードウェア保証とは

バッファロー社製 TeraStation 本体には、これに同梱される保証書に基づき、購入後一定の保証期間（以下「保証期間」といいます。）が設定されています。この保証期間内に、万一対象機器が故障した場合、バッファロー社は保証規定に従い修理をいたします。保証規定については、お客さまがご購入した対象機器本体に添付されている保証書をご確認下さい。

2.2 TeraStation X SupportPack とは

本サポートパックは、保証期間終了後も対象機器購入後一定期間本サービスをお客さまに提供するためのパッケージ製品です。

サービス名		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
ハードウェア保証 (無償修理)		無償修理*						
TeraStation X SupportPack	3年間Pack	出張修理			1年延長 パック	1年延長 パック	特別延長 1年パック	特別延長 1年パック
	4年間Pack	出張修理				1年延長 パック	特別延長 1年パック	特別延長 1年パック
	5年間Pack	出張修理					特別延長 1年パック	特別延長 1年パック
	6年間Pack	出張修理						特別延長 1年パック
	7年間Pack	出張修理						
TeraStation X SupportPack HDD返却 不要	3年間Pack	出張修理			1年延長 パック	1年延長 パック	特別延長 1年パック	特別延長 1年パック
	4年間Pack	出張修理				1年延長 パック	特別延長 1年パック	特別延長 1年パック
	5年間Pack	出張修理					特別延長 1年パック	特別延長 1年パック
	6年間Pack	出張修理						特別延長 1年パック
	7年間Pack	出張修理						

- * ハードウェア保証期間は、3年間です。本サポートパックの有効期間は対象機器ご購入時を起点といたします。
- * 1年延長パックの有効期間は、本サポートパック(3年間 Pack または4年間 Pack)の期間満了日の翌日から1年間です。
- * 特別延長1年パックの有効期間は、本サポートパック(5年間 Pack または6年間 Pack)の期間満了日の翌日から1年間です。

3. 本サービスの対応時間

本サービスの対応時間は 月曜日～金曜日 8:30～17:30 です。ただし、国民の祝日、法律に定める休日および当社が定める休日を除きます。

上記の規定にかかわらず、お客さまが、対応時間外の修理(以下「契約時間外作業」といいます。)の実施を希望する場合には、お客さまと、実施時期等の条件につき、協議し、合意したうえで対応時間帯外であってもすみやかに当社の技術員(第3章10.に基づき第三者に再委託した場合、当該第三者の技術員を含みます。以下同じとします。)を派遣し、契約時間外作業を行います。この場合、お客さまは、別表に定める料金表に基づきその料金を当社または当該第三者に支払うものとします。ただし、当社が当該第三者に委託する場合、契約時間外作業の可否は当該第三者の判断によるものとします。

4. 本サービスの詳細

当社営業日の8:30～15:30に障害対応依頼を受け付け(障害対応依頼を当社が受付けた日を以下「受付日」といいます。)、当社が出張修理が必要と判断した場合、翌営業日にオンサイトで対応を開始します。受付日の15:30～17:30に対応依頼を受けた場合は、その翌々営業日にオンサイトで対応をいたします。

ただし、交通事情、天候、対象機器の設置地域等の条件により、翌営業日以降(翌々営業日以降)の対応になる場合もありますので、予めご了承ください。

5. 本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、お客さまの登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた対象機器の保証開始日(ご購入日)から、本パックに定められた年数(お客さま登録カードの上部(商品名)に記載の年数)とします。

※保証開始日からご登録までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。

※本サービスの提供期間は、本パックに定められた年数(お客さま登録カードの上部(商品名)に記載の年数)を上限とし、以降の延長は不可となります。

第2章 登録申請

本サービスをご利用いただくには、当社へお客さまの情報を登録していただくことが必須です。お客さま登録カードが返送され当社での登録が完了しなければ、本サポートパックに基づく本サービスの提供は開始されません。ご購入日から30日以内に登録申請をされなかった場合、お客さまは、本サービスを受けられないことがあります。お客さまの情報を登録していただくには、本サポートパックに同梱されているお客さま登録カードによる登録申請(以下「登録申請」といいます。)をしていただくことが必要です。

お客さまの登録申請の不備などにより登録が行えない場合は、お客さま登録カードを受け取った日から30日以内に当社が定める方法によりお客さまにその旨を通知します。この場合、お客さまが本サポートパックに領収書その他の本パックの購入を証するものを添付してご購入元にご返却くだされば、本サポートパックの購入代金をお返しいたします。

お客さま登録カードの受領日から30日以内に、当社から登録の可否について何らの連絡も行わない場合、当該期間の満了をもって登録が完了したものとします。

1. 登録申請の手順

本サポートパックご購入日から30日以内に下記の方法により当社への登録申請をしてください。登録申請に基づき、当社での登録を完了することが、お客さまが本サービスを受けられる条件になります。万一当該期間に返送いただけなかった場合、お客さまは本サービスを受けられないことがあります。また、対象機器が保証期間を過ぎている場合の登録申請も無効となる場合がございますので、ご注意ください。

〔登録申請方法〕

- (1) 本書をお読みいただき、その内容に同意できることをご確認ください。
- (2) お客さま登録カードに必要事項を記入してください。
- (3) 対象機器の保証書のコピーを作成してください。
- (4) お客さま登録カードの1枚目(「NEC フィールディング返送片」)、および(3)の保証書のコピーの2点を、担当のカスタマエンジニアに直接お渡しいただくか、同梱の返信用封筒で当社窓口宛に返送してください。

※ 1年延長パックの登録の場合、保証書のコピーは不要です。

(ご注意)

保証書には、対象機器のご購入元の捺印およびご購入日が記入されていることをご確認ください。

保証書にご購入日が記入されていない場合、対象機器のご購入時の領収書または納品書等ご購入日が確認できるもののコピーを同封してください。

上記のいずれのコピーも同封されない場合、対象機器本体の製造番号と型番から特定されるパツファロー社の工場出荷日を対象機器のご購入日とみなします。

第3章 本サービスの内容および条件

当社は、お客さまが当社へ登録申請し、当社が登録完了をしたお客さまの対象機器に対し、以下に定める内容および条件で、本サービスを提供するものとします。

万一、本サポートパックをご購入いただいたお客さまと本サービスの対象となる対象機器の所有者が異なる場合、お客さまの費用と責任において「TeraStationXSupportPack ご利用の手引き」の第1章および本章記載の内容につき対象機器所有者の承認を得ること、および当社が本サービスを行うことができるよう必要な措置を取ることを条件として、当社は本サービスを提供するものとします。

1. 本サービスの範囲

1.1 障害原因切分けおよび特定

対象機器に不時の故障が発生した場合、当社はお客さまからのご依頼によりハードウェアの障害発生箇所を特定(保守部品単位)します。なお、いかなる場合においてもソフトウェアの障害については、本サービスの範囲外とします。

1.2 障害復旧および報告

障害箇所特定の結果、ハードウェアが原因の場合必要な障害復旧修理を行います。

2. 除外作業

次の各号に定める作業については、本サービスに含まれないものとします。ただし、当社は、その必要が認められる場合には、お客さまと別途協議のうえ実施時期、対価の金額その他必要事項を決定し、当該作業を行います。第5号から第8号に定める作業については、その実施が可能な場合には別表に定める料金表によりこれを行います。

- (1) 対象機器の移設および撤去に関する作業および立会い
- (2) お客さまの要求による対象機器の改造
- (3) 対象機器の日常の清掃、点検および運転
- (4) 消耗品の供給等
- (5) 天災、地変その他当社の責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理
- (6) バッファロー社が定める対象機器設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理
- (7) 当社またはバッファロー社の指定品以外の消耗品等を使用したため、または消耗品等の保管不備のために対象機器に生じた故障の修理
- (8) お客さままたは第三者の不適切な使用または取扱いにより対象機器に生じた故障の修理
- (9) 当社または当社が承諾した以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する対象機器の事故の調査および故障の修理
- (10) 対象機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給
- (11) 対象機器外部の電気作業および対象機器に関する回線接続のための立会い
- (12) 当社が修理のために引き取った対象機器内のデータの保護
- (13) ソフトウェアに起因する対象機器の事故の調査および故障の修理
- (14) RAID 構成の設定作業
- (15) ハードディスク交換時のリビルド起動後、リビルド完了までの立ち会い
- (16) お客さまデータのバックアップ、リストアに関わる作業
- (17) 対象機器が接続されるネットワークの復旧
- (18) ソフトウェアのバージョン変更、設定変更
- (19) データ復旧作業
- (20) 前各号に定めるほか、本章「1. 本サービスの範囲」に含まれない作業

3. お客さまの負担する費用

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客さまの負担とします。

- (1) 電力料および水道料
- (2) 通信費(ただし、当社からお客さまへの通信に要する費用を除きます。)
- (3) 消耗品
- (4) 本サービスを行うため当社の技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当

4. 設置場所への立入等

- 4.1 お客さまは、本サービスの提供を行うために当社の技術員が対象機器の設置場所に立入ることを認めるとともに、当該技術員が本サービスに係る作業を行うために必要となる作業場所、消耗品を無償で提供するものとします。
- 4.2 お客さまは、当社による本サービスのために必要な範囲で対象機器の稼働を停止するものとします。

- 4.3 お客さまは、対象機器の故障もしくは不適切な使用または本サービスの実施に伴う対象機器の稼働の停止によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅に備え、自己の費用と責任で適切な措置を講じるものとします。

5. 責任の制限

- 5.1 当社は、対象機器の障害に伴い発生した、お客さまの損害については、何ら責任を負わないものとします。
- 5.2 当社は、当社により提供される本サービスに不備があり適切に完了しない場合(本サービスの実施後、3ヶ月以内に同一原因による同一障害が再発した場合をいい、以下「契約不適合」といいます。)は、当該契約不適合状態の是正のために必要な本サービスを繰り返し実施するものとします。
- 5.3 当社が前号の契約不適合責任を負うのは、本サービスに契約不適合がある旨のお客さまの書面による通知を作業の日から3ヶ月以内に受領した場合に限られるものとします。ただし、当社が契約不適合の存在を知っていた場合は、この限りではありません。
- 5.4 5.2に基づく作業の繰り返しの実施が、本サービスの実施にかかる契約不適合に関して当社がお客さまに負う責任のすべてであって、当該契約不適合により生じた損害については何ら責任を負わないものとします。
- 5.5 本サービスの結果として、データ、ソフトウェアの再導入、再構築が必要となった場合、当社はその責任を負わないものとします。
- 5.6 本サービスに関して生じたお客さまの損害のうち、間接的損害、逸失利益、派生的損害、第三者からお客さまになされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他のソフトウェアの破損、変更、もしくは消滅、またはお客さまのコンピュータもしくはネットワーク・システムが利用できなくなったことについて、当社は責任を負わないものとします。

6. 老朽化装置の取扱い等

対象機器が老朽化し、正常な運転の維持が本サービスの提供によっても不可能であると当社が判断した場合は、お客さまと当社の間で別途協議のうえ当該対象機器の以後の取扱いを決定するものとします。

7. 交換部品の所有権

本サービスの提供に伴って交換された故障部品(老朽部品を含みます。)の所有権は、全て当社に帰属するものとし、当社は交換作業終了後当該故障部品を持ち帰ることができるものとします。

※HDD 返却不要パックの場合、当社が交換した故障ハードディスクの所有権は、お客さまに帰属するものとし、当社は、交換作業終了後、当該故障ハードディスクをお客さまに引渡すものとします。

8. 設置場所の変更

お客さまは、お客さま登録カードに記載した対象機器の設置場所を変更する場合、変更後の設置場所と変更日をご購入元または「お客さま登録カード」に記載の「登録申請についての問合せ先」に対し、変更しようとする日の14日以上前に書面により連絡するものとします。

9. 設置場所の整備

お客さまは、対象機器に添付されているマニュアル等に記載されている「設置に適した場所」に対象機器を設置し、常に設置環境を整備、維持するものとします。

10. 再委託

当社は、自己の費用と責任で本サービスの提供にかかる作業の全部または一部を委託業者に再委託することができるものとします。また、当該第三者(以下「再委託先」といいます。)が、その受託した業務を別の第三者に更に委託する場合があることをお客さまはあらかじめ承諾するものとします。

11. 秘密保持

- 11.1 お客さまおよび当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、書面または電子データにより秘密である旨を指定されたもの(以下「秘密情報」といいます。)を、本サービス提供期間終了後3年間、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、また、本書に基づく義務の履行以外の目的に使用しないものとします。
- 11.2 11.1にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
 - ① 一般に入手できる情報
 - ② 知得時に既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - ④ 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
- 11.3 当社は、お客さま登録カードに記載された個人情報(個人情報保護法に定める個人情報をいいます。)を、本サービスの提供およびその品質向上以外の目的のために使用しないものとします。
- 11.4 当社は、本サービスに合理的に必要な範囲で、お客さまの秘密情報を再委託先に開示することができるものとします。この場合、本項に定める当社の義務と同等の義務を当該再委託先に課すものとします。
- 11.5 11.1にかかわらず、お客さまおよび当社は、政府機関、裁判所等(以下「公的機関等」といいます。)から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、①相手方に対し法律上認められる範囲内で当該開示要求の事実を事前に通知することにより秘密情報の開示差止命令または公開防止に必要な手続きをとる機会を与え、かつ、②当該公的機関等に対し秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請したうえで、当該公的機関等に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。

12. 権利義務譲渡の禁止

お客さまは、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本サポートパックに基づく自己の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させないものとします。

13. 損害賠償

- 13.1 お客さまおよび当社が本書に関連して損害賠償義務を負う場合、賠償の対象となる損害の範囲は、相手方に現実に発生した直接かつ通常範囲の損害に限られるものとします。
- 13.2 お客さまおよび当社の負担する損害賠償の累積金額は、本サポートパックの代金として当社がお客さまから受領した総額を超えないものとします。
- 13.3 お客さまおよび当社は、相手方が本書に違反した場合であっても、自己が被る損害または損失を

最小限にとどめる義務を負うものとします。

13. 4 お客さままたは当社による本条の損害賠償の請求は、請求原因の如何を問わず、本サービスに基づく履行義務違反を知り得た時から1年以内に限り行うことができるものとします。

14. 本サービスの利用中止

お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合、および当社が本章15の規定により本サービスの全部または一部の提供を中止した場合でも、お支払済みの代金は、減額、返金いたしません。

15. 本サービスの提供の中止

15. 1 当社は、お客さま(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者を含みません。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- ① 本書16の規定に違反したとき
 - ② 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分を受け、または破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
 - ③ 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
 - ④ 営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - ⑤ その他財産状態が悪化したとき、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
15. 2 当社は、お客さまが本書に定める義務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行った後、当該期間内に当該違反が是正されないときは、本サービスの全部もしくは一部の提供を中止することができるものとします。ただし、当該期間を経過したときにおける債務不履行が取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでないものとします。
15. 3 お客さまは、自己が第1号各号の一に該当する場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済するものとします。

16. 反社会的勢力の排除

16. 1 当社は、お客さま(その役員および従業員を含む。)が次の各号の一に該当する場合には、お客さまに対し何らの催告をすることなく、直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称する。)であったこと。
 - (2) 反社会的勢力を利用したこと。
 - (3) 反社会的勢力に資金提供その他の便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力しまたは関与したこと。
 - (4) 反社会的勢力が経営を支配していると認められること(実質的に経営に関与していると認められる場合を含む。)
 - (5) 前各号のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、当社に対し詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどして、当社名誉や信用を毀損し、当社の業務を妨害し、または当社の法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったこと。
16. 2 お客さまは、自己またはその役員もしくは従業員が前項各号のいずれかに該当し、または該当する可能性があることが判明した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
16. 3 当社は、16. 1に基づく本サービスの中止により被った損害につき、お客さまに対し損害賠償を請求することができるものとし、当該中止によりお客さまに生じた損害について

ては、一切その賠償の責任を負わないものとします。

17. 存続条項

本サービスが終了した場合であっても、次の規定は、対象事項がある限りなお有効に存続するものとします。

- ①「5. 責任の制限」
- ②「11. 秘密保持」
- ③「12. 権利義務の譲渡禁止」
- ④「13. 損害賠償」
- ⑤「14. 本サービスの利用中止」
- ⑥「15. 本サービスの提供の中止」3
- ⑦「16. 反社会的勢力の排除」3
- ⑧「17. 存続条項」
- ⑨「18. 合意管轄」

18. 合意管轄

本サービスに関するお客さまと当社間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。

19. 協議

本書に定めのない事項、本書記載の条項中疑義の生じた事項および本書の変更については、お客さまおよび当社で別途協議のうえこれを決定します。

以 上

別表

契約時間外作業および契約除外作業に関するサービス料金表

1. 技術料金

対応作業時間区分	金額 <税別>
8 : 30 ~ 17 : 30	10,000 円(2,500 円)
17 : 30 ~ 21 : 00	12,000 円(3,000 円)
21 : 00 ~ 翌8 : 30	14,000 円(3,500 円)

注1) 上記表金額は1人1回の料金であり、右段は出勤から1時間迄の料金、右段の括弧内金額は1時間以上の場合15分毎に加算する料金とします。

注2) 全曜日共通とします。

注3) 該当作業の継続により対応時間が次の作業時間帯に入った場合は、次の時間帯の加算料金が適用されるものとします。

注4) 上記料金算定の時間は、当社または委託業者の技術員が担当拠点から出勤し作業完了するまでの時間とします。

2. 日当・宿泊費

当社の規定によります。

3. 交通費

実費相当とします。

4. 部品代

実費（ただし、契約時間外作業の場合は除きます）

【NECフィールディング返送片】

※2枚目「お客様控え」ですので返送せず、お手元で保管してください。

TeraStationXSupportPack

お客様登録カード

NECフィールディング

(商品名) TeraStationXSupportPack 翌営業日対応 5年掛バック	(型番) TXS-SP508-5F	(対応時間) 月～金 8:30～17:30 (祝祭日、当社の定める 休日は除く)	SupportPack製品シリアルNo. T5A01XXXXXX
--	----------------------	---	-------------------------------------

ALIMASNo: P99004348

添付の「TeraStationXSupportPackご利用の手引き」に記載の全ての内容に同意し、下記の通り登録を申請いたします。

(お客様情報) ※太枠内をご記入ください。		ご記入日	2020年 1月 18日
↑ 必須欄	登録者 (サポートバックの所有者など)	サービスを受ける機器の設置場所 (カスタマエンジニアが所管場所)	
	(ふりがな) 法人・団体名 (必須)	にちてんふどうさん 日電不動産 同左	
	ご住所 (必須)	〒 100-0000 東京 都道 港区 三田1-4-0	〒 ----- 都道 区部 府県 市町
	ご所属	情報システム部 同左	
	お役職 (ふりがな) お名前(必須)	にちてん ごろう 日電 五郎	
	TEL(必須) E-mailアドレス	03-1234-5678 nichiden@fielding.co.jp	

(対象機器の内容) (材料部材が正しく記入されていないと本サービスが受けられない場合があります。取扱い等を参考に太枠内を正しくご記入ください。)

型番(必須)	TS5410RN0404
製品シリアルNo (必須)	XXXXXXXXXXXXXXXXXX ※保証書のシリアルNoをご記入ください。
ご購入日	2020年 月 15日 (ご購入日確認の為、保証書のコピーを添付してください)
TeraStationX 交換用HDD有無	有 (HDD型番: OP-HD1.0N) 無

(本紙にご記入頂きました内容についてのお問合せ先) ※NECフィールディングからの問い合わせ先 登録者同一の場合は記入不要です。

お名前	TEL
法人・団体名	

登録申請についての問い合わせ先: NECフィールディング(株) 電話 03-3452-7429

NECフィールディングは、お客様が本サービスに関連してNECフィールディングに届け出た情報のうち、個人情報が含まれる場合には、本サービスの提供以外の目的に利用しないものとします。但し、法令により開示が求められた場合およびお客様の同意が得られた場合を除きます。

(バーコードラベル貼付位置)

※下記欄は記入不要

受付確認 年 月 日	EDP登録	登録完了 返却日	メモ
拠点責任者 おさま 印	おさま	おさま	
おさま → 受付センター	おさま → 受注拠点		
おさま → 受注拠点			

[保管: 契約終了後2年]